

## I 果樹共済の概要

### 1 共済事業

#### (1) 収穫共済

果実の減収又は品質の低下による損害を対象として補償

#### (2) 樹体共済

樹体の損害を対象として補償

### 2 共済目的

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、  
パインアップル

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平の総称。

### 3 共済事故

#### (1) 収穫共済

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（果実の減収又は品質の低下を伴うものに限る。）

#### (2) 樹体共済

同上（果樹の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷を伴うものに限る。）

### 4 加入資格

類区分（品種、栽培方法等に応じた区分）ごとの栽培面積（うんしゅうみかん及びぶどうのプラスチックハウスは2倍換算）が組合等が定める面積（5～30 a の範囲内で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

## 5 引受方式

### (1) 収穫共済

全相殺方式	
減収方式	農業者ごとに、収穫量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
品質方式	農業者ごとに、品質を加味した収穫量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
半相殺方式	
減収総合一般方式	農業者ごとに、被害樹園地の減収量の合計が支払開始損害割合（3割、4割又は5割）を超えた場合に、共済金を支払い
減収総合短縮方式	減収総合一般方式の共済責任期間が短縮されたもの
地域インデックス方式	農業者ごとに、統計単位地域ごとの統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
災害収入共済方式	農業者ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が補償割合（8割、7割又は6割）を下回った場合に、共済金を支払い

※支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。

### (2) 樹体共済

損害額が、10万円又は共済価額の1割のいずれか小さい金額を超えた場合に、共済金を支払い

※ 共済価額とは、樹体の資産価値であり、組合等が設定。

## 6 共済責任期間

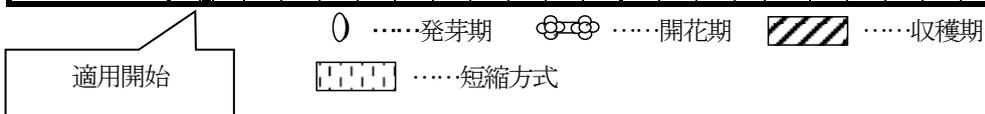
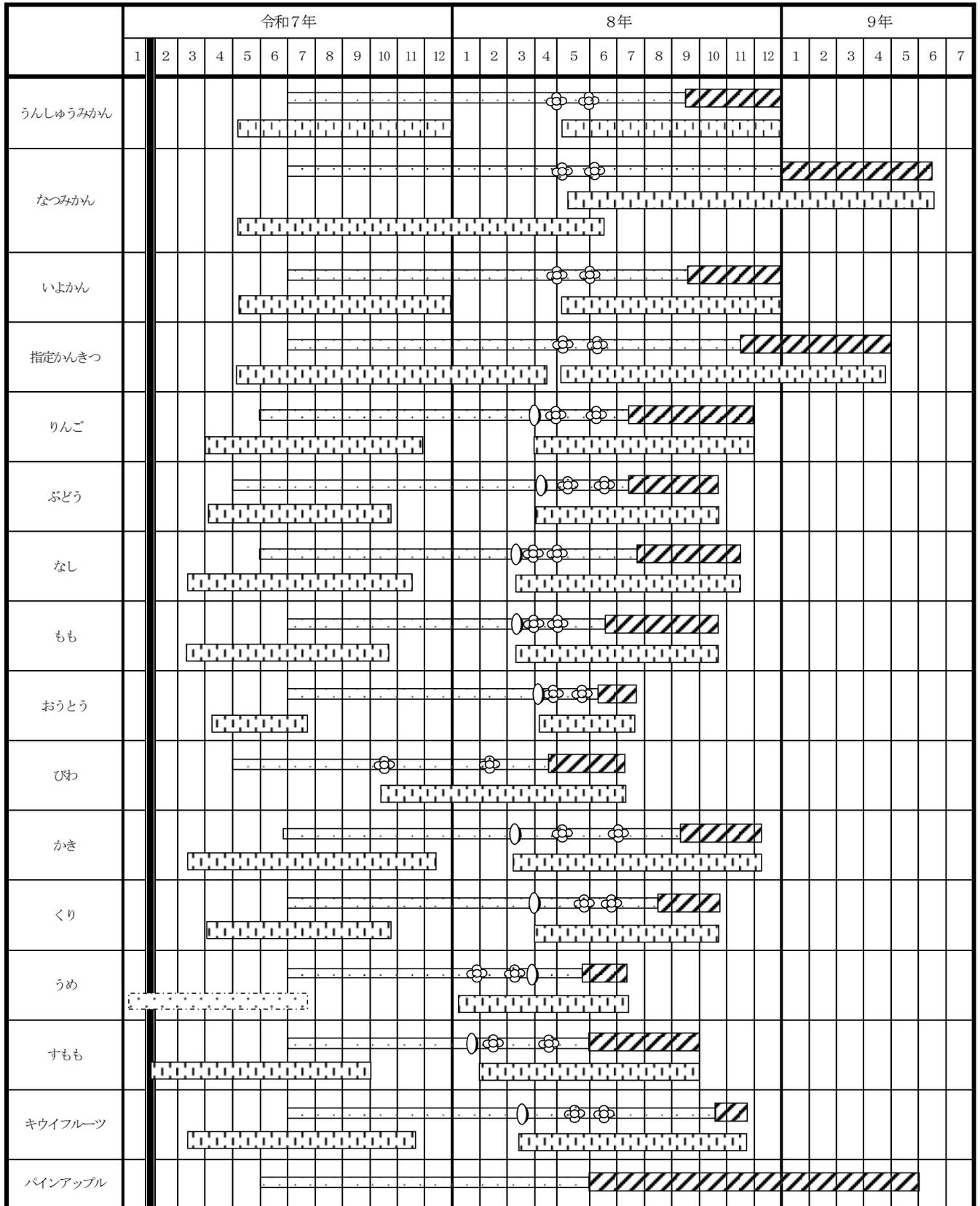
### (1) 収穫共済

原則として花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫までの期間（おおむね1年半程度）（短縮方式は、発芽期又は開花期から収穫までの期間）

### (2) 樹体共済

組合等が定める日から1年間

(参考) 共済責任期間 (例)



## 7 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

### (1) 収穫共済

#### ① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

標準収穫金額の4割から最高補償額の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{標準収穫金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{標準収穫金額} \times 7 \text{割} \quad (6 \text{割} \cdot 5 \text{割})$$

〔 地域インデックス方式は9割 (8割・7割) 〕

#### ② 災害収入共済方式

基準生産金額の4割から最高補償額の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割} \quad (7 \text{割} \cdot 6 \text{割})$$

※1. 標準収穫金額とは、組合等が農業者又は樹園地ごとに設定する平年的な収穫金額。

2. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

### (2) 樹体共済

共済価額の4割から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

## 8 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、50%の国庫負担がある。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。
- 3. りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう及びかきについて、農林水産大臣が定める防災施設を設置している場合は、防災施設の種類ごとの割引率により、共済掛金率が割り引かれる。

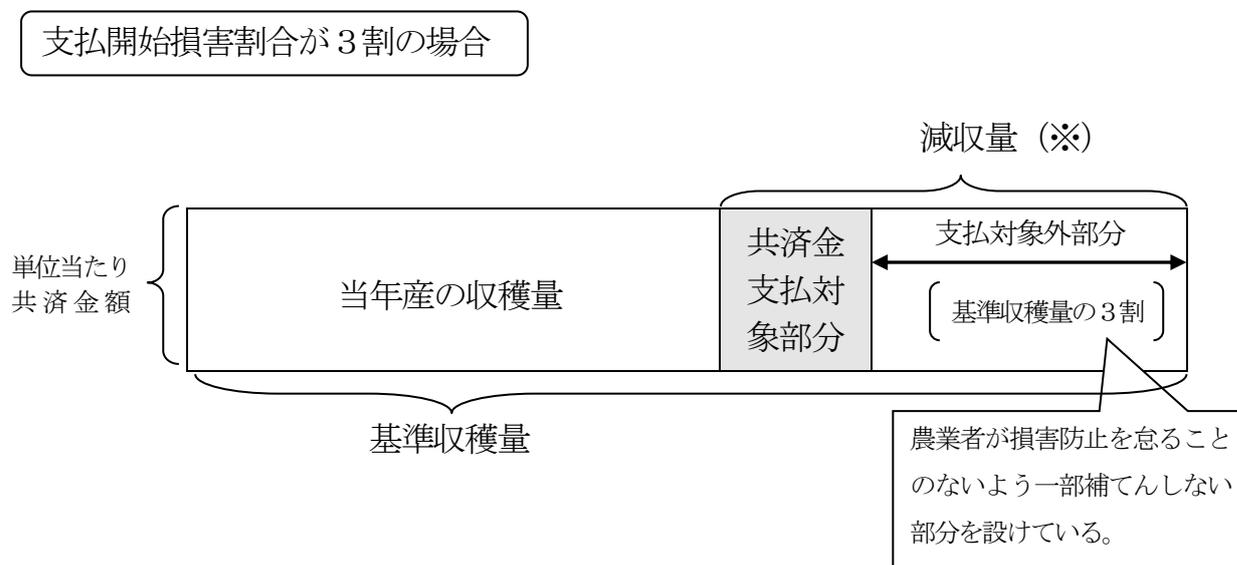
## 9 共済金

### (1) 収穫共済

#### ① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

減収量から支払対象外部分（基準収穫量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金を支払い

※ 基準収穫量とは、組合等が農業者又は樹園地ごとに設定する平年収穫量。



※ 地域インデックス方式では、統計単収から減収量を算定。

## ② 災害収入共済方式

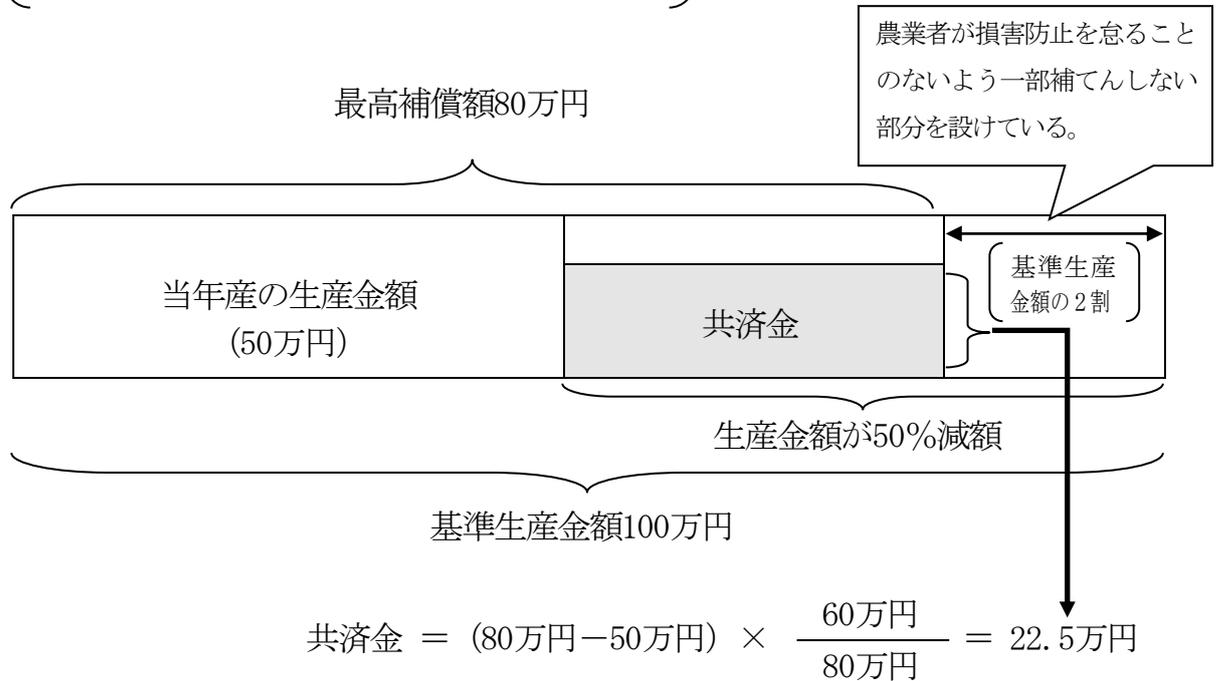
次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} - \text{当年産の生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

※ 最高補償額 = 基準生産金額 × 補償割合

補償割合が8割の場合

- ・ 最高補償額80万円（基準生産金額100万円）
  - ・ 共済金額60万円（農業者が選択）
  - ・ 生産金額が50%減額
- の場合



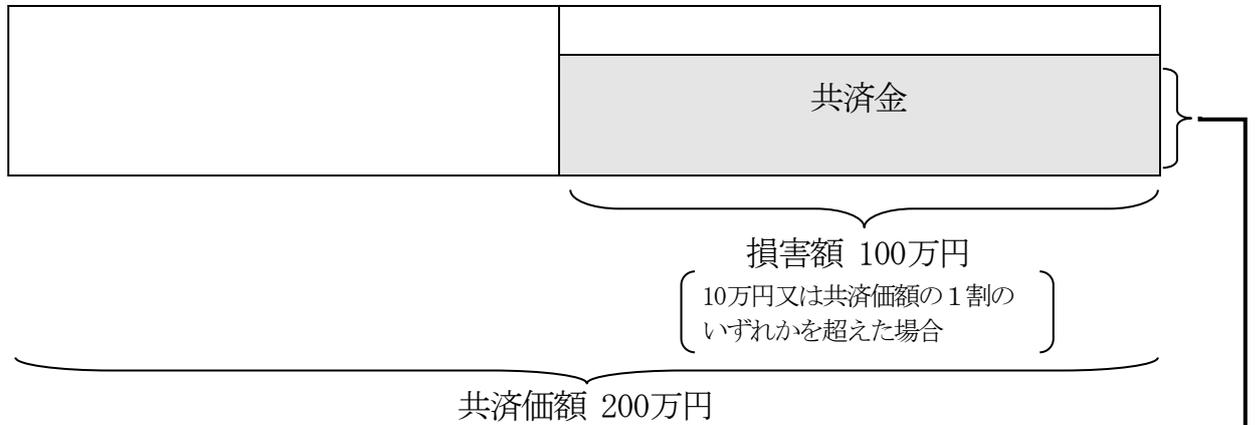
(2) 樹体共済

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$  が 8 割の場合

- 共済価額200万円
  - 共済金額160万円 (農業者が選択)
  - 損害額100万円
- の場合



$$\text{共済金} = 100\text{万円} \times \frac{160\text{万円}}{200\text{万円}} = 80\text{万円}$$

## 10 事業実績（令和5年産（度））

（単位：億円）

	総共済金額	共済掛金		共済金	再保険金
			農業者負担額		
果樹共済合計	469	18	9	18	6
収獲共済合計	404	17	8	17	
主な品目	うんしゅうみかん	85	4	3	
	りんご	119	4	5	
	ぶどう	51	1	2	
	なし	45	2	4	
	もも	20	1	0.4	
樹体共済合計	65	1	0.5	1	
主な品目	うんしゅうみかん	4	0.01	0.02	
	りんご	6	0.1	0.1	
	ぶどう	5	0.04	0.04	
	なし	18	0.2	0.2	
	もも	2	0.1	0.04	

（単位：戸、円、ha）

	加入戸数	共済掛金 (農業者負担額)	加入面積	1戸当たり (a)	共済掛金 (農業者負担額)	
		1戸当たり			10a当たり	
果樹共済合計	29,620	66,810	15,764	89	15,953	
収獲共済合計	28,286	29,875	15,292	54	5,526	
主な品目	うんしゅうみかん	4,530	39,343	4,020	89	4,433
	りんご	7,047	27,595	4,913	70	3,958
	ぶどう	3,012	22,641	882	29	7,729
	なし	2,940	30,523	1,091	37	8,223
	もも	1,976	19,769	599	30	6,516
樹体共済合計	1,334	36,936	473	35	10,427	
主な品目	うんしゅうみかん	122	4,103	61	50	817
	りんご	165	22,034	73	44	4,991
	ぶどう	91	22,514	31	34	6,551
	なし	244	32,608	98	40	8,128
	もも	89	40,311	26	29	14,058

（単位：戸、円、ha）

	被害戸数	共済金	
		1戸当たり	
果樹共済合計	5,925	693,210	
収獲共済合計	5,647	296,751	
主な品目	うんしゅうみかん	1,022	275,172
	りんご	1,503	305,578
	ぶどう	470	340,281
	なし	921	425,739
	もも	299	179,318
樹体共済合計	278	396,459	
主な品目	うんしゅうみかん	14	137,338
	りんご	40	193,469
	ぶどう	17	214,658
	なし	44	378,253
	もも	26	161,519

※ 共済金及び再保険金は速報値（令和6年8月現在）である。

## Ⅱ 畑作物共済の概要

### 1 共済目的

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

### 2 共済事故

#### ① 農作物

風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

#### ② 蚕繭

蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害

### 3 加入資格

農作物の類区分（品種、栽培方法等に応じた区分）ごとの栽培面積が組合等が定める面積（5～30 a（北海道は30a～1 ha）の範囲内で定める。）以上又は蚕繭の類区分ごとの掃立量が組合等が定める箱数（0.25～2箱の範囲内で定める。）以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

#### 4 引受方式

全相殺方式	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	農業者ごとに、収穫（繭）量の合計が支払開始損害割合（2割、3割又は4割（ばれいしょ、大豆、てん菜は1割、2割又は3割））を超えて減少した場合に、共済金を支払い
半相殺方式	大豆、小豆、いんげん、茶	農業者ごとに、被害耕地の減収量の合計が支払開始損害割合（3割、4割又は5割（大豆は2割、3割又は4割））を超えた場合に、共済金を支払い
地域インデックス方式	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ	農業者ごとに、統計単位地域ごとの統計データによる収穫量が支払開始損害割合（1割、2割又は3割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い
災害収入共済方式	茶	農業者ごとに、減収があり、生産金額が補償割合（8割、7割又は6割）を下回った場合に共済金を支払い

※ 支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。

## 5 共済責任期間

### ① 農作物

原則として発芽期（移植の場合は移植期）から収穫するに至るまでの期間

### ② 蚕繭

桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域における春蚕繭につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については農林水産大臣の定めた日）から収繭するに至るまでの期間

(参考) 共済責任期間（令和7年産の例）

	令和6年			7年												8年						
	7	～	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
ばれいしょ																						
春植え { (北海道) (九州) 秋植え (都府県)																						
大豆 (北海道・東北) (九州)																						
小豆 (北海道)																						
いんげん (北海道)																						
てん菜 (北海道)																						
さとうきび																						
夏植え 株出し 春植え																						
茶（一番茶） (静岡県)																						
そば																						
夏そば (北海道) 秋そば (都府県)																						
スイートコーン (北海道)																						
たまねぎ (春植え) (北海道)																						
かぼちゃ (北海道)																						
ホップ (東北)																						
蚕繭																						
春蚕繭 { 発芽期前 (発芽期) 初秋蚕繭 晩秋蚕繭																						

## 6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、引受方式ごとに次式により設定

### ① 全相殺方式

$$\text{農業者ごと 基準収穫（繭）量の8割（※）} \times \text{単位(kg)あたり共済金額}$$
$$\left( \begin{array}{l} \text{(7割・6割)} \\ \text{支払開始損害割合2割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の8割} \\ \text{(3割・4割)} \qquad \qquad \qquad \text{(7割・6割)} \end{array} \right)$$

※ ばれいしょ、大豆及びてん菜は基準収穫量の9割（8割・7割）

### ② 半相殺方式

$$\text{農業者ごと 基準収穫量の7割（※）} \times \text{単位(kg)あたり共済金額}$$
$$\left( \begin{array}{l} \text{(6割・5割)} \\ \text{支払開始損害割合3割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の7割} \\ \text{(4割・5割)} \qquad \qquad \qquad \text{(6割・5割)} \end{array} \right)$$

※ 大豆は基準収穫量の8割（7割・6割）

### ③ 地域インデックス方式

$$\text{農業者ごと 基準収穫量の9割} \times \text{単位(kg)あたり共済金額}$$
$$\left( \begin{array}{l} \text{(8割・7割)} \\ \text{支払開始損害割合1割を選択} \rightarrow \text{基準収穫量の9割} \\ \text{(2割・3割)} \qquad \qquad \qquad \text{(8割・7割)} \end{array} \right)$$

### ④ 災害収入共済方式

基準生産金額の4割から8割（7割・6割）（最高補償額）の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割} \quad (\text{7割・6割})$$

- ※1. 基準収穫（繭）量とは、組合等が農業者又は耕地ごとに設定する平年収穫（繭）量。
- 2. 単位あたり共済金額は、農林水産大臣が定める金額のうちから農業者が選択。
- 3. 基準生産金額とは、組合等が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

## 7 共済掛金

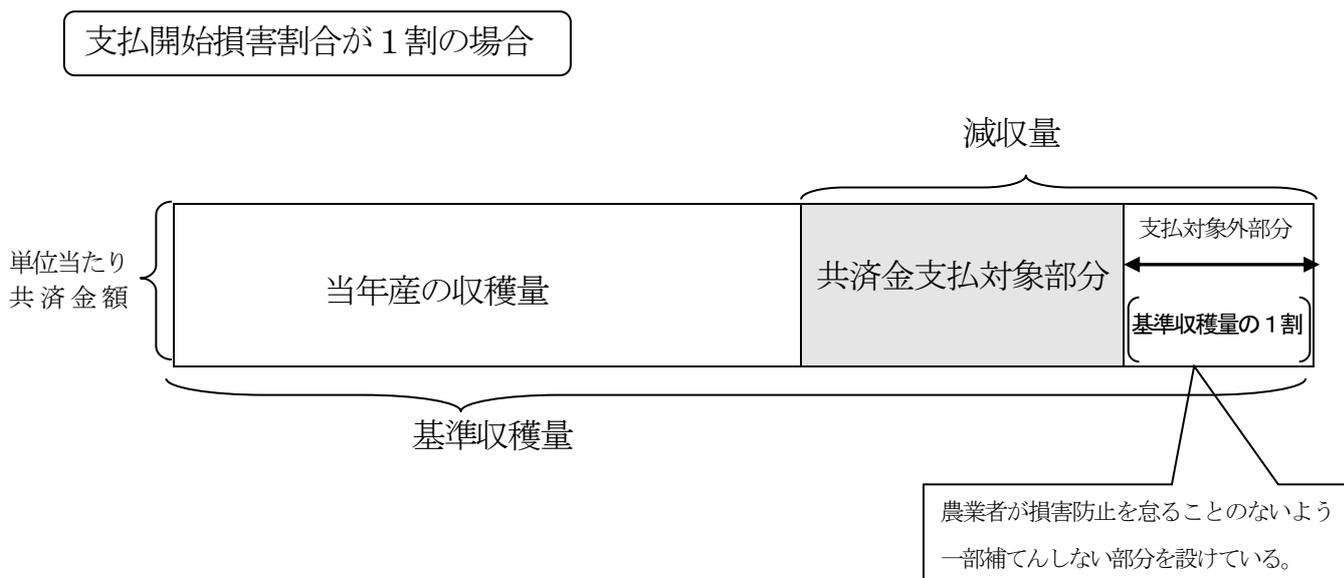
$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、農作物については55%、蚕繭については50%の国庫負担がある。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

## 8 共済金

### ① 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

減収量から支払対象外部分（基準収穫（繭）量×支払開始損害割合）を控除した部分について、共済金を支払い



- ※ 地域インデックス方式では、統計単収から減収量を算定。

## ② 災害収入共済方式

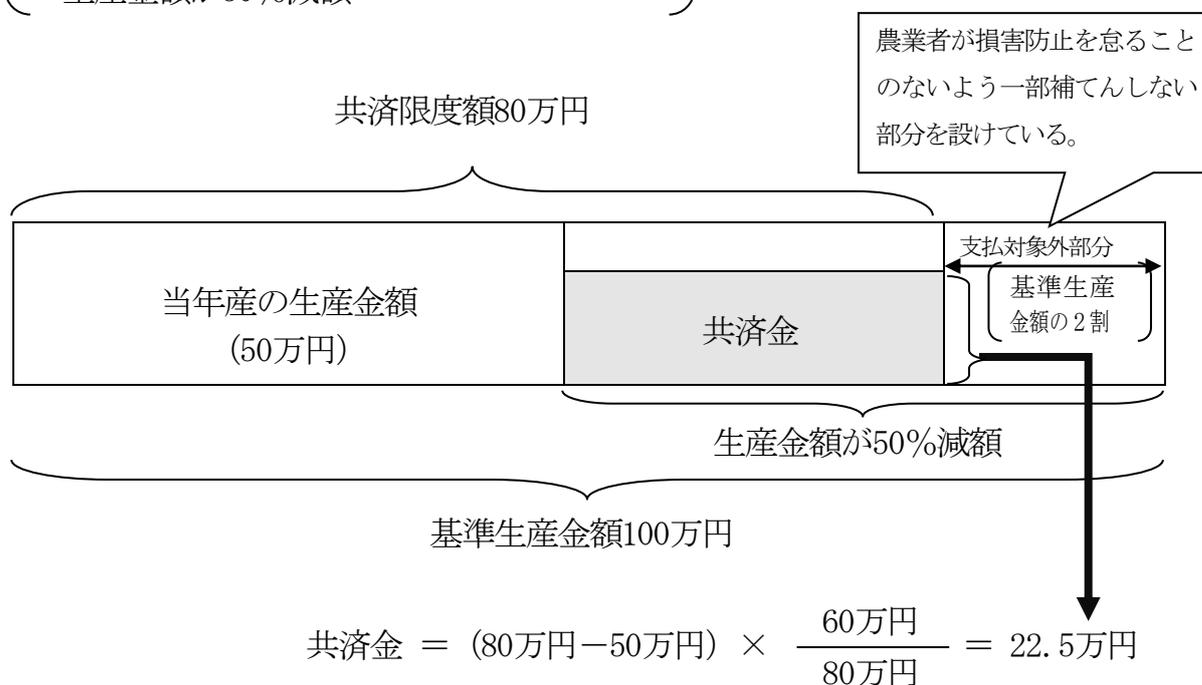
次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{最高補償額} - \text{当年産の生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{最高補償額}}$$

※ 最高補償額 = 基準生産額 × 補償割合

補償割合が8割の場合

- ・ 最高補償額80万円（基準生産金額100万円）
  - ・ 共済金額60万円（農業者が選択）
  - ・ 生産金額が50%減額
- の場合



## 9 事業実績（令和5年産）

（単位：億円）

	総共済金額	共済掛金		共済金	再保険金
			農業者負担額		
畑作物共済合計	1,589	68	31	120	56
主な品目	ばれいしよ	426	14	6	
	大豆	347	25	11	
	てん菜	426	11	5	
	さとうきび	72	3	1	
	茶	1	0.1	0.03	
	そば	29	3	1	
	蚕繭	0.4	0.003	0.001	

（単位：戸、円、ha(箱)）

	加入戸数	共済掛金 (農業者負担額) 1戸当たり	加入面積 (箱数)	1戸当たり	共済掛金 (農業者負担額) 10a(1箱)当たり	
						畑作物共済合計
主な品目	ばれいしよ	4,632	132,254	39,300	8.5	1,559
	大豆	16,895	66,206	71,205	4.2	1,571
	てん菜	5,116	95,527	44,699	8.7	1,093
	さとうきび	6,129	21,613	7,977	1.3	1,661
	茶	225	14,215	143	0.6	2,232
	そば	2,384	48,251	11,706	4.9	983
	蚕繭	63	2,034	590	9.4	217

（単位：戸、円、ha(箱)）

	被害戸数	共済金 1戸当たり	
			畑作物共済合計
主な品目	ばれいしよ	843	703,242
	大豆	4,765	372,471
	てん菜	4,329	1,593,967
	さとうきび	1,488	162,958
	茶	37	107,175
	そば	1,103	444,391
	蚕繭	22	85,936

※ 共済金は速報値（令和6年8月現在）である。